

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人酒井国際特許事務所 様 あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関3丁目8番1号 虎の 門三井ビルディング		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年)	24.12.2019
出願人又は代理人 の書類記号 373775W000		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2019/045883	国際出願日 (日.月.年) 22.11.2019	優先日 (日.月.年) 06.12.2018	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. H04N5/232(2006.01)i, H04N5/235(2006.01)i, H04N7/18(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 13.12.2019			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 大西 宏 電話番号 03-3581-1101 内線 3581	5 P   6308

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

## 1. 見解

新規性 (N)	請求項	2-7, 11-20	有
	請求項	1, 8, 9, 10	無
進歩性 (I S)	請求項	5, 7, 15, 16	有
	請求項	1-4, 6, 8-14, 17-20	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-20	有
	請求項		無

## 2. 文献及び説明

- 文献1 : JP 2006-109001 A (東芝テリー株式会社)  
2006.04.20, 段落[0009]-[0025], 図1 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 2018-137567 A (ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社)  
2018.08.30, 全文全図 & WO 2018/155258 A1, 全文全図 & CN 110301137 A
- 文献3 : JP 2012-120158 A (ソニー株式会社)  
2012.06.21, 全文全図 & US 2012/0120289 A1, 全文全図  
& EP 2640055 A1 & CN 102469277 A
- 文献4 : JP 2013-162443 A (富士機械製造株式会社)  
2013.08.19, 全文全図 & US 2014/0347466 A1, 全文全図  
& EP 2814237 A1 & CN 104106258 A
- 文献5 : JP 2016-054477 A (キヤノン株式会社)  
2016.04.14, 全文全図 & US 2016/0065873 A1, 全文全図
- 文献6 : JP 2012-034099 A (三洋電機株式会社)  
2012.02.16, 全文全図 (ファミリーなし)

・請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から、新規性および進歩性を有さない。

文献1には、撮像装置と高速伝送ラインで接続される受信装置であって、撮像装置において設定された領域IDに対応するパケットを受け取り、パケットIDに記載された領域IDから使用領域の画像データをバッファに格納することが記載されている(段落[0009]-[0013], [0022]-[0025]参照)。

文献1に記載された発明において、領域IDに基づいて画像データをバッファに格納するということは、領域として画像全体を指定する場合は画像全体をバッファに収納するものと認められる。

よって、文献1には、データを受信する受信部と、受信部から出力される画像データに基づいて画像を生成する情報処理部とを備え、受信部は、第1のモードにおいて撮像領域の全体を前記画像データとして出力し、第2のモードにおいて撮像領域の一部の領域を前記画像データとして出力するものであって、画像データに含まれる付加情報に基づいて、第1のモードもしくは第2のモードを選択する受信装置が記載されているに等しい。  
(補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

- ・請求項 2 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、第 2 のモードで受信した画像データを複数枚合成することで画像を生成することは記載されていない。

ここで、同じ被写体の複数の画像データを合成して 1 枚の画像を合成する HDR 合成、高速連写撮影は、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における周知技術である。

よって、文献 1 に記載された発明の受信機に、上述の周知技術を搭載することは、当業者にとって容易に想到し得ることである。

- ・請求項 3 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、撮像装置と接続されたパーソナルコンピュータのディスプレイ上の画面に、撮像装置が撮像した被写体全体の画像を見ながらユーザが使用領域を設定し、編集が終わった使用領域の情報を撮像装置に送信することが記載されており（段落 [0013]-[0018], 図 1 参照）、撮像装置に領域情報データを送信する送信部をさらに備え、第 1 のモードで生成した画像に基づいて、取得すべき撮像領域の一部の領域を決定して、領域情報データを生成することが示されている。

しかしながら、文献 1 に記載された発明では、領域を決定するのはパーソナルコンピュータであって、受信装置ではない点で、請求項 3 に係る発明と相違する。

ここで、上記のようなパーソナルコンピュータの機能を受信装置に含めることは、適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

- ・請求項 4 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、パーソナルコンピュータにおいて使用領域の数を指定することが記載されており（段落 [0013] 参照）、第 2 のモードで受信した画像データの数を決定することが示されている。

ここで、第 2 の画像データの数を合成する数とすることは、適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

- ・請求項 5 に係る発明は、文献 1 及び国際調査報告で引用された文献 2 - 6 に対し、新規性および進歩性を有する。

請求項 5 に係る発明の受信装置における情報処理部に関し、第 2 のモードでの領域のサイズが、第 2 のモードでの露光時間と、第 1 のモードの露光時間とから決定されるという、当該情報処理部の限定は、国際調査報告で引用された、いずれの文献にも記載も示唆もされておらず、記載された内容から当業者が容易に発明できたとはいえない。

(次頁、補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

- ・請求項 6 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、パーソナルコンピュータにより、使用領域の数の調整、使用領域の編集を行うことと、使用領域の位置、及び大きさが、カーソルにより任意に調整可能であることが記載されており（段落[0013]-[0016]参照）、領域情報データとして、第 2 のモードでの領域の座標及びサイズの情報を生成し、受信部に情報を提供することが示されている。

- ・請求項 7 に係る発明は、文献 1 - 6 に対し、新規性および進歩性を有する。

請求項 7 に係る発明の受信機における情報処理部に関し、第 2 のモードでの読み出しの次のフレームで第 1 のモードでの画像の生成の際に、第 2 のモードで読み出された領域と、該領域以外の領域とを用いて画像を生成するという、当該情報処理部の限定は、国際調査報告で引用された、いずれの文献にも記載も示唆もされておらず、記載された内容から当業者が容易に発明できたともいえない。

- ・請求項 8 に係る発明は、文献 1 から、新規性および進歩性を有さない。

文献 1 には、伝送処理部が、画像データを所定のフォーマットにパケット化して伝送ラインに送出する際に、画像データがペイロードに格納され、パケット識別用のパケットヘッダに領域 ID を含むことが記載されており（段落[0014]-[0023]参照）、画像データをパケットのペイロード部に含むとともに、付加情報を所定のヘッダ部に含む伝送信号を受信することが示されている。

- ・請求項 9 に係る発明は、文献 1 から、新規性および進歩性を有さない。

文献 1 には、受信装置が、パケットのヘッダに含まれる制御情報から複数のバッファを用意し、ヘッダに含まれる制御情報からパケットに含まれる画像データを格納すべきバッファを複数のバッファから選択することが記載されており（段落[0026]参照）、受信部で受信した伝送信号に含まれるヘッダ部から、領域についての領域情報を抽出するとともに、抽出した領域情報に基づいて、受信部で受信した伝送信号に含まれるペイロード部から、領域の画像データを抽出することが示されている。

- ・請求項 10 に係る発明は、文献 1 から、新規性および進歩性を有さない。

文献 1 にはパケット識別子には、連続して複数フレームの画像データが送られる場合にその識別を行うためのフレーム識別番号（伝送される画像のフレーム数を示す情報に相当）とバッファ数、容量（領域の大きさを示す情報に相当）が含まれることが記載されており（段落[0023]参照）、領域情報に、領域の大きさを示す情報と、領域で伝送される画像のフレーム数を示す情報とが含まれることが示されている。

（次頁、補充欄に続く。）

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

- ・請求項 1 1 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、MIPI CSI-2 規格、MIPI CSI-3 規格、MIPI DSI 規格で信号を受信することは記載されていない。

ここで、どのような通信規格を採用するかは、必要に応じて適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

- ・請求項 1 2 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、受信装置と高速伝送ラインで接続される撮像装置であって、撮像部から読み出された画像データを伝送ライン上に送出する際に、領域 ID に基づいた領域の画像データをペイロードに格納し、先頭の packets 識別子に、フレームの識別番号、packets の順番を示す番号、送信情報を含むことが記載されている（段落[0013]-[0023]参照）。

文献 1 に記載された発明において、領域 ID に基づいて画像データを送出するということは、領域として画像全体を指定する場合は画像全体を送出するものと認められる。

よって、請求項 1 2 に係る発明と、文献 1 に記載された発明とは、撮像領域の全体を読み出す第 1 のモードと、撮像領域の一部の領域を読み出す第 2 のモードとの少なくともいずれかで画像データを読み出す画像処理部と、画像処理部が読み出した画像データを所定のフォーマットに従う伝送信号に格納して伝送する送信部とを備える点で一致し、文献 1 には、画像処理部が、第 2 のモードで画像を読み出す際に読み出し速度を可変とすることは記載されていない点で相違する。

ここで、撮像の際に、シャッタースピードやフレームレートを可変にすることにより読み出し速度を可変とすることは、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における慣用技術である。

よって、請求項 1 2 に係る発明は、文献 1 に記載された発明と上述の慣用技術から、当業者が容易に発明できたものである。

- ・請求項 1 3、1 4 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、第 2 のモードで読み出す際のフレームレートに合わせて領域の大きさを決定することと、領域の大きさに合わせてフレームレートを決定することとは記載されていない。

ここで画像データを伝送する際に、通信容量の制約を受けることは自明であり、通信容量の制約により、フレームレートが決まれば、画像のサイズをそれに合わせて決め、画像の大きさが決まれば、それに合わせてフレームレートを定めることは、例示するまでもなく、撮像装置の技術分野における技術常識である。

(次頁、補充欄に続く。)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

- ・請求項 15 に係る発明は、文献 1-6 に対し、新規性および進歩性を有する。

請求項 15 に係る発明の送信装置における画像処理部に関し、第 2 のモードでの露光時間を、第 2 のモードでの領域のサイズと、第 1 のモードの露光時間とから決定するという、当該画像処理部の限定は、国際調査報告で引用された、いずれの文献にも記載も示唆もされておらず、記載された内容から当業者が容易に発明できたともいえない。

- ・請求項 16 に係る発明は、文献 1-6 に対し、新規性および進歩性を有する。

請求項 16 に係る発明の送信装置における画像処理部に関し、第 2 のモードでの領域のサイズを、第 2 のモードでの露光時間と、第 1 のモードの露光時間とから決定するという、当該画像処理部の限定は、国際調査報告で引用された、いずれの文献にも記載も示唆もされておらず、記載された内容から当業者が容易に発明できたともいえない。

- ・請求項 17、18 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、伝送処理部が、画像データを所定のフォーマットにパケット化して伝送ラインに送出する際に、画像データがペイロードに格納され、パケット識別用のパケットヘッダに領域 ID を含むことが記載されており（段落[0014]-[0023]参照）、伝送信号は、画像データが格納されるパケットのペイロード部と、画像データについての情報が含まれる所定のヘッダ部とを含むことと、ヘッダ部が、領域についての領域情報を含むことが示されている。

- ・請求項 19 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 にはパケット識別子には、連続して複数フレームの画像データが送られる場合にその識別を行うためのフレーム識別番号（伝送される画像のフレーム数を示す情報に相当）とバッファ数、容量（領域の大きさを示す情報に相当）が含まれることが記載されており（段落[0023]参照）、領域情報に、領域の大きさを示す情報と、領域で伝送される画像のフレーム数を示す情報とが含まれることが示されている。

- ・請求項 20 に係る発明は、文献 1 から進歩性を有さない。

文献 1 には、MIPI CSI-2 規格、MIPI CSI-3 規格、MIPI DSI 規格で信号を送信することは記載されていない。

ここで、どのような通信規格を採用するかは、必要に応じて適宜採用しうる設計事項に過ぎない。

以上